

座間市社協訪問看護ステーション事業譲渡に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザルは、当協議会(以下「社協」という。)が運営する訪問看護ステーション事業の円滑な事業承継を図るため、地域福祉サービスを継続的に提供し、かつ職員の雇用を維持できる最適な事業譲渡先候補者を、公平かつ厳正な審査により選定することを目的とする。

2. 譲渡対象事業の概要

項目	内容
事業名称	座間市社協訪問看護ステーション
事業種別	訪問看護事業、介護予防訪問看護事業、精神科訪問看護
事業所の状況	市内に競合 27 事業所が存在する供給過多の状況(R7 現在)
決算状況	令和 6 年度 サービス活動増減差額 : ▲10,537 千円、累積赤字あり
職員状況	看護師(正職員、嘱託、非常勤)、作業療法士(正職員)など計 6 名
譲渡範囲	指定事業所の権利義務、利用者情報、事業用資産(車両、什器備品等)の一切

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する法人は、以下の要件を全て満たすものとする。

1. 法人格の保有:医療法、社会福祉法、その他の関連法令に基づく法人格(一般社団法人、株式会社等を含む。)を有すること。
2. 事業実績:原則として、座間市内において医療・福祉事業等の実績を有し、安定した経営基盤を有すること。
3. サービス提供体制:事業譲渡後も、当訪問看護ステーションの利用者に継続的かつ質の高いサービスを提供できる体制を有すること。
4. 公的責任への理解:当社協が担ってきた地域福祉への貢献意欲と、公的な役割を理解し引き継ぐ意思があること。
5. 法令遵守:法人税、消費税及び地方消費税などの租税公課を滞納しておらず、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

4. 選定スケジュール(案)

日程(予定)	内容
12 月 17 日(金)	プロポーザル実施要領の公表・参加意向表明書の受付開始
12 月 26 日(金)	参加意向表明書提出期限・質疑応答期間終了
R8 年 1 月 9 日(金)	提案書(本審査書類)提出期限
1 月 9 日～16 日の間	書類審査・優先交渉者の決定・通知
R8 年 1 月 16 日以降	優先交渉権者との交渉、デューデリジェンスの実施、契約締結

5. 提出書類(提案書に含める事項)

応募法人は、以下の項目を網羅した提案書を作成し、提出すること。

1. 法人概要：法人の名称、所在地、事業実績、財務状況(直近3期分の決算書)。
2. 事業継続計画：
 - ・譲渡後の訪問看護事業の運営方針、サービス提供体制、多競合環境下における利用者確保策。
 - ・重度利用者や困難ケースへの対応方針(社協の公的役割を引き継ぐ意思の表明)。
3. 職員の雇用継続計画：
 - ・全職員の雇用継続に関する確約事項。
 - ・雇用形態(正社員、嘱託等)及び賃金・労働条件に関する提案。
 - ・職員のキャリア形成、教育・研修に関する方針。
4. 譲渡対価に関する提案：
 - ・譲渡希望対価(金額)及びその算定根拠。
 - ・支払方法、支払いスケジュールに関する提案。
5. 地域連携への貢献：
 - ・当市及び地域包括ケアシステムとの連携、地域福祉活動への貢献に関する提案。

6. 評価基準

選定は、以下の基準に基づき、価格要素(譲渡対価)と非価格要素を総合的に判断する。非営利法人としての事業承継の観点から、非価格要素を重視する。

評価軸	評価項目(非価格要素)	配点比率(例)
I. 事業継続性・地域貢献	サービスの質の確保、安定した経営基盤、地域福祉への理解、公的役割の引き継ぎ意欲。	40%
II. 職員の雇用維持	雇用継続の確約、現職員の待遇水準の維持・向上、職員の教育体制。	30%
III. 譲渡対価	提示された譲渡対価の妥当性、社協の貸付金精算への貢献度。	30%

7. 注意事項

- ・提出された提案書は、原則として返却しない。
- ・プロポーザルにより優先交渉権者を決定しても、その後の交渉で条件が折り合わない場合は、優先交渉権を取り消すことがある。
- ・本事業譲渡によって社協が得た対価は、社会福祉法人の会計原則に基づき特別収益として処理され、社協の公益事業運営資金に充当される。

8. お問合せ先及び質問の受付

本プロポーザルの実施内容に関する質問並びにお問合せについては、事務局次長を窓口とし、電子メールにより受け付けるものとする。

(1) 電子メールアドレス：proposal@zamashakyo.jp

(2) 受付期間：令和7年12月17日(水)から令和7年12月26日(金)